

インド進出の潮流を掴むための4つのポイント

デロイト トウシュ トーマツ インド チェンナイ/バンガロール事務所 公認会計士 よろず まさひろ 萬 政広

(はじめに)

近年、経済が当初の予想よりも低迷しているインドではあるが、日本企業は中長期的な視点で、消費又は生産拠点として捉えており、インドへの進出そのものは堅調に推移している。また、インドは、各種の調査で今後事業展開を検討している国として、常に上位にあげられている。一方、最近の状況としては、合併先のインド企業との経営方針の違いなど

で、合併の解消を行うケースが散見されている。

今回は、2014年3月に開催したインドセミナーにおいて、インドの事情に精通する専門家が会計、税務の最新情報のアップデートのみならず、合併の組成や解消などに関する日本企業が留意すべきポイントや取り組みについて解説した講演の要旨を紹介したい。なお、文中意見にわたる部分については、講演者及び本稿執筆者の私見を含む事をお断りしておく。

(セミナープログラム)

テーマ	講師
オープニング	有限責任監査法人トーマツ インド室 室長 パートナー 小林 繁明
暫定予算案及び2014年規制・税制改正まとめ	デロイト トウシュ トーマツ インド チェンナイ/バンガロール事務所 マネジャー 萬 政広
社会保障協定及び駐在員派遣に関する税務	税理士法人トーマツ グローバル エmployヤー サービス (GES) パートナー 川井 久美子 税理士法人トーマツ インド室 シニアマネジャー ゴエル シャラッド
M&Aの最近の動向	デロイト トウシュ トーマツ インド ムンバイ事務所 インドファイナンシャルアドバイザー ヴァイスプレジデント 植村 健二
新会社法のおさえておきたいポイント	カイトン法律事務所 日本実務グループ顧問 菊田 聖子
パネルディスカッション～日系企業の動向 JV解消とその留意事項	<u>ファシリテーター</u> 有限責任監査法人トーマツ インド室 シニアマネジャー 古谷 大二郎 <u>パネリスト</u> 植村 健二、菊田 聖子、萬 政広

1. 暫定予算案及び2014年規制・税制改正まとめ (講師：萬 政広)

2014年2月17日に暫定予算案が発表された。例年インドでは通常予算案の発表は2月に行われる

が、今年は2014年4月～5月にかけて総選挙が行われることから、2014年2月時点での予算案は暫定予算案として発表されており、通常予算案については、総選挙後の7月もしくは8月に発表される予定である (総選挙は5月に実施され、インド人民党

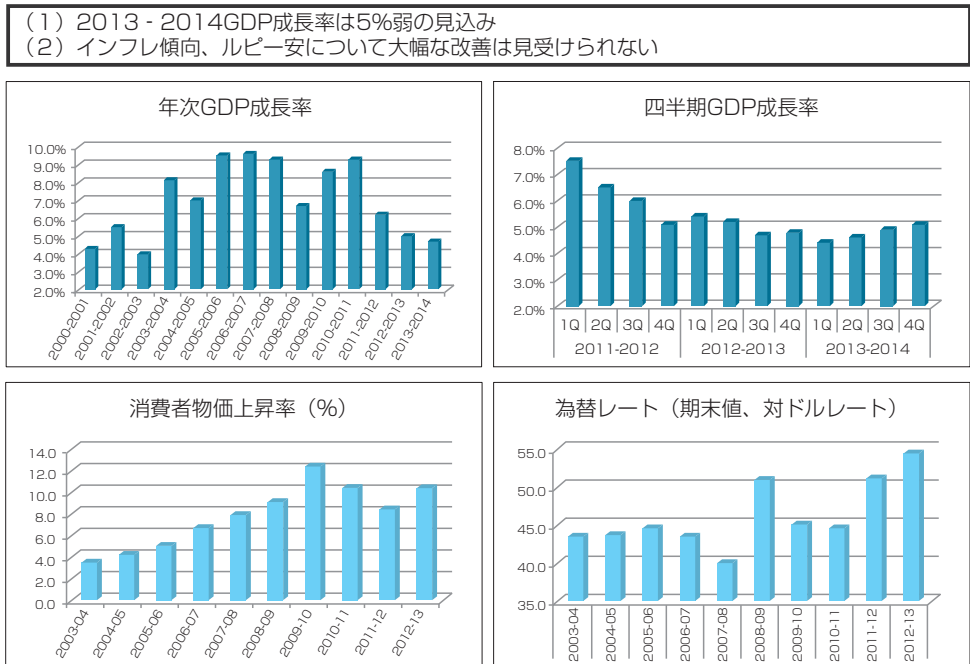
が圧勝)。なお、税制改正の提案は通常予算案において行われるため、今回発表された暫定予算案においては税制改正の提案は含まれていない。

まずはインドの経済情勢についてであるが、インドのGDP成長率はリーマンショック以降右肩下りの成長率を示しており、9%超の成長率を示した2010年-2011年以降成長率は低下し、2013年-2014年の成長率は5%弱となる見込み（執筆時点では4.7%と公表されている）である。一方で、

今年のGDP成長率を四半期ごとに見ると緩やかながら回復基調が見受けられる。また、インフレ率は2012年-2013年で10%程度、2013年-2014年においても同程度の比較的高いインフレ率が継続している。為替レートについては2010年-2011年以降引き続きルピー安が継続している（スライド1）。このような経済成長の鈍化、インフレ傾向、ルピー安傾向は、日系企業を悩ます大きな要因の一つとなっている。

(スライド1)

インド経済の概況



出典：Reserve Bank of India

次に暫定予算案について紹介する。今回の暫定予算案においては税制改正は含まれていないものの、通常予算案を待ってられないという経済界の要請から、特に製造業を中心とした間接税の税率変更等が提案された。具体的には関税及び物品税に関する適用税率の変更、サービス税免税に関する変更が提案されている。関税及び物品税については基本税率の変更はないものの、一部商製品に関する適用税率の引き下げが提案されている。サービス税についても同じく基本税率に変更はないものの、一部サービスにつき免税範囲の拡大が提案されている。適用時期については、特段の定めがない限り2014年2月17日から適用、同じく特段の定めのない限り前政府与党期間の2014年5月31日までとなる。

各種税制及び関連規制の改定についてであるが、インドにおいて日系企業が直面する各種税制や関連

規制は多岐にわたり、複雑かつ頻繁に改定される。2014年3月までの改定について、税制においては、当局の調査・更正が非常に強引で知られるインドの移転価格税制に関連して、2013年4月1日以降の取引から事前確認制度（APA）の導入が認められており、2013年-2014年においては特定の業種を対象にセーフハーバールールが導入された。ただし、セーフハーバールールについては取引条件のハードルが高く、日系企業による積極的な適用は見受けられない。また、複雑多岐にわたる税制の簡素化が見込まれる新直接税法（DTC：Direct Tax Code）や統一間接税（GST：Goods and Service Tax）については、2013年-2014年の予算案で主要な方針として導入が発表されたが、具体的な導入時期は未定とされており、今回の暫定予算案においても具体的な導入時期については未定のままであ

る。次に、関連規制に関しては、外国為替管理規定 (FEMA) に定められているECBローン (External Commercial Borrowing) について、従来利用目的として制限されていた一般の企業目的 (general corporation purpose) の借入が、一定の条件を前提に解禁となった (執筆時点では更なる改定あり)。しかし、こちらもセーフハーバールールと同様に、前提となる一定の条件のハードルが高いため、使い勝手の良い制度とはいえず、日系企業による積極的な利用は見受けられない。セーフハーバールールの導入や改定後のECBローンは、実務的には使い勝手の良い制度とはいえませんが、昨年のマルチブランドの一部開放に続き、方向性としては規制緩和に向かっていていると考えられ、今後の更なる改定に期待したいところである。

また、2014年3月までの最も大きな規制関係の改定は新会社法の適用であろう。新会社法は、2013年9月に一部承認・適用開始され、残りの条文についても承認・適用が待たれるところではあるが (執筆時点で追加の承認・適用あり)、財務数値に直接影響を与える項目としては、減価償却率の改定が挙げられる。新会社法において定められている最低償却率は、旧会社法に比べて実質的に上昇しており、減価償却額は増加することが見込まれるため、2015年3月期以降の事業計画を策定している企業におかれては留意されたい。

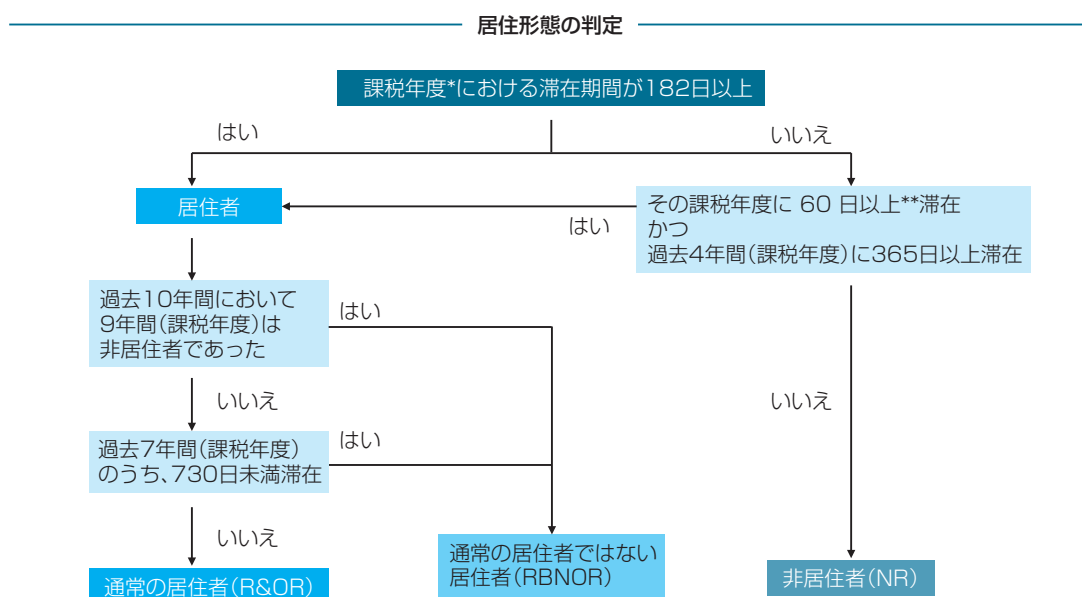
2. 社会保障協定及び駐在員派遣に関する税務 (講師: 川井 久美子・ゴエル シャラッド)

インドの個人所得税の基本的な概要は以下の通りである。

まず、インドの課税年度は、4月1日から3月31日 (日本は暦年) である。租税条約の短期滞在者免税の基準とされる183日という日数も、対象となるインド滞在期間は4月から翌年3月となる。居住形態は、通常の居住者 (R&OR)、通常の居住者以外の居住者 (RBNOR)、非居住者 (NR) に分類され (スライド2)、この居住形態によりインドで課税される所得の範囲が異なることとなり、R&ORは全世界所得が、RBNOR及びNRはインドにおいて受領・発生もしくは受領・発生したとみなされる所得が、インド個人所得税の課税対象範囲となる。ただし、給与所得についての源泉は、給与がどこで支払われたかではなく、どこで働いて得た所得かで決定されるため、インドで働いた事によって生じた所得は、インドで源泉されることになる。なお、税率は、課税所得に対して最高30%の税率により計算される。

(スライド2)

インド個人所得税の概要



*課税年度は4月1日～3月31日

**インド国外において就労するインド国民の場合、60日から182日に延長される。

次に、海外勤務者に掛かるPE課税と留意点についてであるが、PEとは、Permanent Establishment（恒久的施設）の略で、例えば出張者がインドで作業をする事で、インドにPEがあると認定されると、日本法人にインドでの法人税の納付義務が生じる。PE認定に際しては、固定的施設があるかどうかのみならず、人の活動そのものや本社の活動なのかど

うかという観点も判定要素となるため、活動内容を詳細を把握する必要がある。また、PE課税は、出張や短期の派遣、出向や転籍によって人件費の負担や課税関係が異なるため、海外勤務者の派遣の種類を検討する必要がある。海外勤務者の派遣の種類については以下に分類される。

出張 (数日から数週間)	単発的な出張の場合はPEリスクは限定的であり、出張者個人の納税も183日を超えない限りは発生しない。
短期アサインメント (3ヶ月～1年)	真の雇用主が日本法人か、インド法人かでPEリスクが変わる。日本法人の従業員がインドで役務提供をしているとPEリスクは高まる。雇用主が日本法人でPE課税がされた場合、源泉徴収義務者として登録をして納税をする必要がある。
出向（1年～5年）	法的には日本法人の雇用契約は維持されつつも、現地法人との雇用契約もある状態。出向であっても活動によってはPE認定される場合はあるが、インド法人の事業活動のみ従事していることが認められればPEリスクは軽減される。出向者の給与等に関する源泉徴収義務は、通常、日本払い給与については日本法人が義務を追うが、経済的雇用者（※1）がインド法人であれば、日本側の払い分も含めインド法人が行うことも可能。 ※1 経済的雇用者（Economic employer）とは法的な雇用契約がある法人ではなく、従業員の業務の管理、リスクと責任を負い、従業員の業務から生じる利益を享受する法人（真の雇用主）をいう。

なお、監督活動（スーパーバイジング）については6ヶ月を超える期間、インドにおいて役務提供を行う場合、PEと認定される。

次に、社会保障協定についてである。社会保障協定については、日本とインドとの間で協定の署名が行われ、インドは日本にとって16番目の協定締結国となった。社会保障に関しては、国際間での人的移動が拡大する中、日本からの海外勤務者は日本での社会保障を継続しつつ、諸外国でも規則に従ったコンプライアンス遵守のために加入が余儀なくされ、年金保険料の二重負担や受給資格に満たない場合には保険料の掛け捨てが生じている。多くの場合、現地の税金、社会保険料、給与課税等を企業が負担しているため、企業にとってはより大きな負担を強いられることになる。この点、社会保障協定の締結により、一般的に保険料の二重負担の防止、年金加入期間の通算（両国の年金加入期間を通算）、加入期間に応じた年金の支給（両国が、それぞれの国の年金加入期間に応じた年金を支給）等が改善される。

日印社会保障協定については、2013年12月に日本の国会が日印社会保障協定を可決、現在、両国で担当省庁事務レベルでの最終調整が行われている。日印間で社会保障協定が発効される恩恵は主に以下の点が上げられる。

まず、適用の免除について、適用証明書を取得する事により、赴任期間5年以内であれば、インドの年金制度の加入義務がなくなり、5年を超える場合、インドの年金制度のみに加入が必要となる。次に年金加入期間の通算について、日本とインドそれぞれにおける年金加入期間を通算して受給資格を判定する事ができることとなる。また、インド国外での年金受給については、送金規制を受けることなく、日本又は第三国においてインドの年金を受領することができるようになり、支払済保険料の脱退給付及び還付については、インドの年金受給資格期間である10年未満の者であれば、脱退給付を受ける事が可能となる（スライド3）。

(スライド3)

日印社会保障協定

社会保障協定 (SSA) 発効による恩恵	
適用の免除	<p>適用証明書 (Certificate of Coverage, CoC) を取得することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■インドへの赴任期間が5年以下の見込み* → インドの年金制度に加入する必要なし ■5年を超える見込みである場合 → インドの年金制度にのみ加入 <p>* 派遣が当初の予定と異なり5年を超えることとなった場合には、両国の関係当局の合意に基づき、引き続き日本の年金制度にのみ加入。合意に至らない場合、5年経過後はインドの年金制度にのみ加入。</p>
年金加入期間の通算	<ul style="list-style-type: none"> ■日本とインドそれぞれにおける年金加入期間を通算して受給資格を判定することができる。 ■年金受給資格期間 → 日本：25年** インド：10年** <p>** 実際に年金制度から受給できるのは、実際に保険料を支払った期間に対応する分の年金となる。</p>
インド国外での年金受給	<p>送金規制を受けることなく、日本又は第三国においてインドの年金を受領することができる。</p>
支払済保険料の脱退給付および還付	<ul style="list-style-type: none"> ■年金基金 (EPS) の保険料：協定発効後、脱退給付の申請時において両国の保険期間の合計がインドの年金受給資格期間である10年未満の者について、脱退給付を受けることが可能。 ■従業員積立基金 (EPF) の保険料：協定発効前に支払った保険料を含め、インドにおける雇用関係終了時に、勘定にある額の全額を受け取ることが可能。

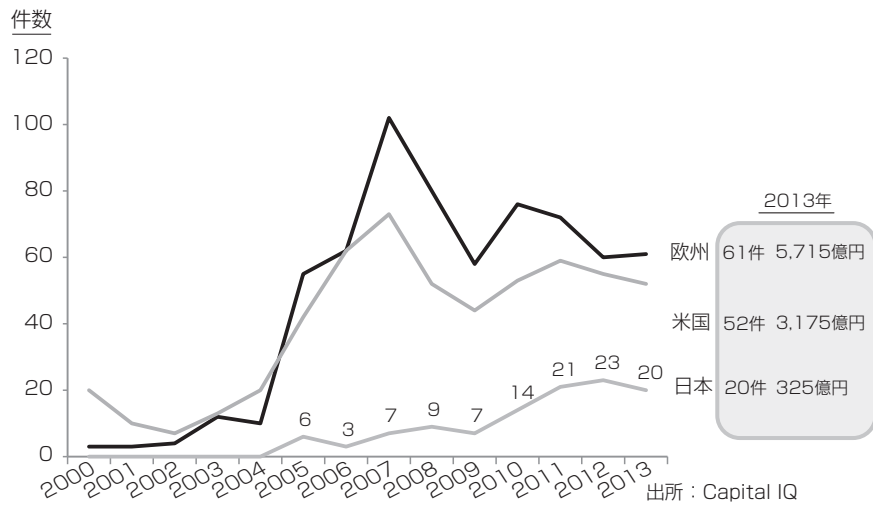
3. M&Aの最近の動向 (講師：植村 健二)

日本企業によるインド企業の買収件数はリーマンショック以後増加傾向にあり、過去3年間を見ても年間20件－25件のM&A案件が締結されている。当該企業買収案件は、比較的小さめの案件（10億

円－50億円）が多いが（スライド4）、100億円規模の案件も締結されるようになってきている。この点、インドプロモーター企業側からすると、欧州・米系の勢いが低迷（特にミドルマーケット）する中、日本の技術力、オペレーションノウハウ、顧客基盤に魅力を感じており、日本企業勢は有力な買い手としての期待が高まってきている。

(スライド4)

外国企業によるインドM&Aの推移



欧米勢に対しては出遅れているが、近年日本勢のM&A投資は増加

近年の日本企業によるインド進出の傾向としては、ジョイントベンチャー（JV）よりも既存のインド企業を買収するM&Aが増えてきている。また、マイノリティ出資が目立っていた従来と比べ、マジョリティ（株式の過半数）取得の案件が増加傾向にある。日本企業がインドにおける会社経営の経験を蓄積し、マイノリティ出資でのインドパートナーとの共存の難しさに直面した結果、企業買収の目的を経営権の支配にシフトしてきていると言える。

一方で、売り手側としてのインド企業では、インド経済の停滞に伴い業績が悪化している企業が増加していることを背景に、グローバル企業との資本提携を求める動きが増加傾向にある。インド企業の切迫している資金繰りの状況から、条件次第ではマジョリティを渡してでも有力外資企業と提携したいと考えている企業も多く見受けられる。

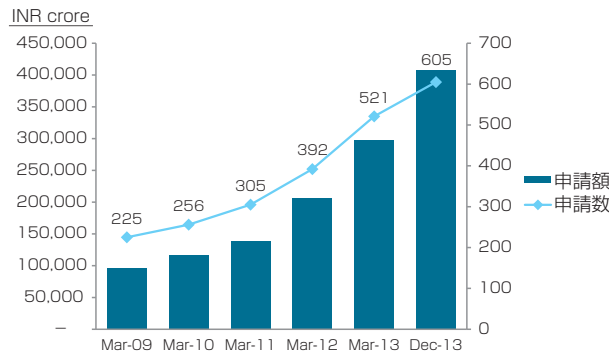
実際、2006年から2008年にかけて多くの投資ファンドがインド企業にマイノリティ出資を行ってきたが、エグジットに際して買い手側としてマイノリティポジションを好む事業会社は少ないため、プロモーターの持分とセットでマジョリティとして売却をする、もしくはマイノリティ持分を他の投資ファンドに転売する傾向も見受けられる。

さらに、インド経済の停滞に伴う最近の傾向として、事業再生案件や不正調査事例も増加傾向にある。事業再生案件においてはCDR（Corporate Debt Restructuring）の活用が（スライド5）多く見受けられる。不正調査事例については、インド人プロモーターもしくは経営者における会社資金のすい抜き（Siphoning off funds）が多く見受けられる（スライド6）。

(スライド5)

最近のインドM&A動向

- ▶景気低迷から、インドの事業再生の一つであるCDR（Corporate Debt Restructuring）案件が急増中
- ▶インフラ、スチール、電力等の設備投資産業を中心に幅広い分野でCDR案件が目立つ



最も多くの不良債権を抱えるインドの銀行

	銀行	不良債権 (NPA)比率
国営	United Bank of India	10.8%
民間	Dhanlaxmi Bank	7.05%
国営	State Bank of Mysore	6.56%
国営	Central Bank of India	6.48%

- ▶最近報道された大型なCDR申請事例は以下の通り

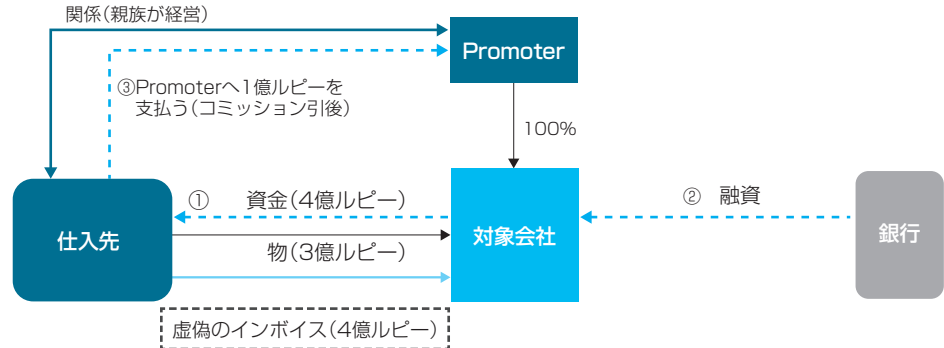
出所：報道記事

インド企業	セクター	債務金額
IVRCL	インフラ	約1,150億円
SEL Manufacturing Co. Ltd.	繊維メーカー	約500億円
Shree Ganesh Jewellery House	ジュエリー製造	約580億円
BRG Iron and Steel Co Pvt Ltd.	鉄製造	約330億円

(スライド6)

インドで増加する企業不正

インドの景気低迷する中、企業不正（Corporate Fraud）も増加中。特に、インド人プロモーター・経営者における会社資金の「吸い抜き」（Siphoning off funds）が傾向としては見受けられる。典型的な例としては以下がある。



取引：

- 1) 仕入先から虚偽のインボイスの発行を受けることで、対象会社の帳簿には1億ルピーの過大計上
- 2) 過剰在庫（又は過剰固定資産）を元に銀行から運転資金用の融資を受ける（最大ネット流動資産の75%借入可能）
- 3) Promoterへ実際の仕入額（3億）と虚偽のインボイス（4億）の差額を仕入れ先から（コミッション引後）支払う

対策案：

- 関連当事者がプロモーターと絡んでいる関連者取引は「バックグラウンドチェック」、「Forensic DD」が必要。特に関連会社が海外の所在の場合は慎重に調査。
- マイノリティー株主になった場合でも、財務管理担当者を自ら派遣する

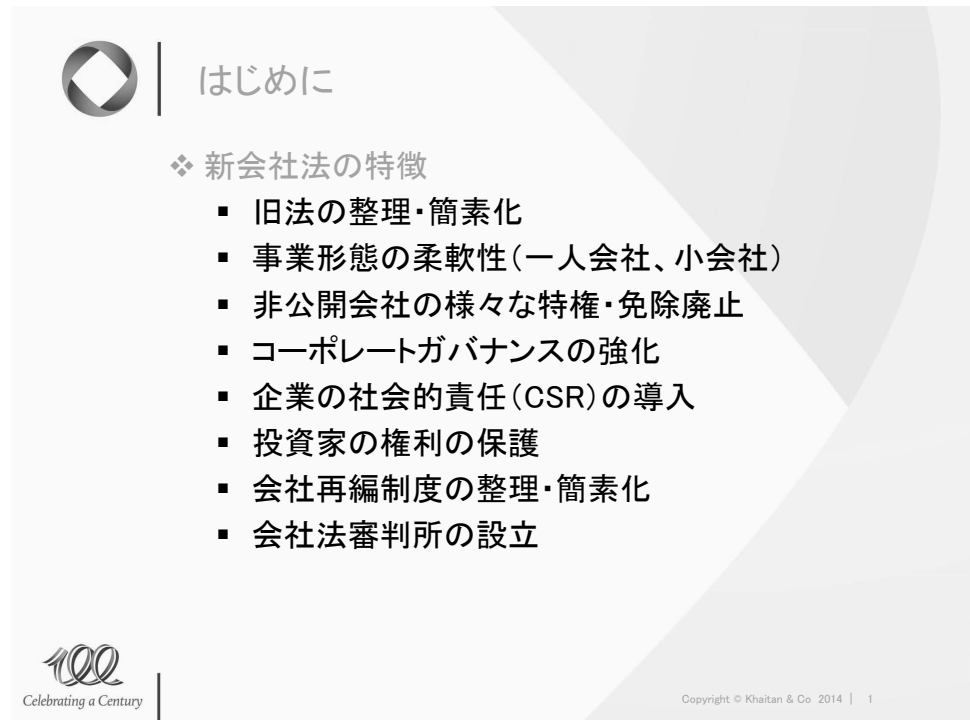
今後は、インド国内総選挙の結果を受けて、鉄道、保険、Eコマース業界等の更なる規制緩和、財政赤字縮小を目的とした政府保有資産の売却が見込まれ、M&A市場の更なる活性化が見込まれる。

4. 新会社法のおさえておきたいポイント（講師：カイトン法律事務所 菊田 聖子氏）

インドでは2013年8月に新会社法が成立、公布

された。施行は段階的施行となっており、本セミナー開催時点では99条（全体の約2割）が適用されている（執筆時点では更に拡大）。新会社法では、旧法の整理・合理化、中小企業及び企業家の活性化を目的としたコンプライアンスの義務の軽減、サティアム・コンピュータ・サービスを始めとする粉飾決算の反省からコーポレートガバナンスの強化等が図られている。（スライド7）。

(スライド7)



はじめに

❖ 新会社法の特徴

- 旧法の整理・簡素化
- 事業形態の柔軟性(一人会社、小会社)
- 非公開会社の様々な特権・免除廃止
- コーポレートガバナンスの強化
- 企業の社会的責任(CSR)の導入
- 投資家の権利の保護
- 会社再編制度の整理・簡素化
- 会社法審判所の設立

100
Celebrating a Century

Copyright © Khaitan & Co 2014 | 1

【会社の種類】

新会社法における非公開会社と公開会社の重要な変更点は以下となる。非公開会社については、株主数の上限が50名から200名に拡大、さまざまな特権・免除が廃止された。公開会社については、公開会社の子会社である非公開会社（みなし公開会社）であっても、定款に非公開会社の性質を規定することが可能な旨が明確化された。また、外国公開会社のインド子会社については、みなし公開会社とする規定が廃止された。

さらに、上場会社の定義は、証券を上場しているすべての会社となったため、非転換社債を上場している非公開会社についても上場会社とみなされる恐れがある。例えば、インフラ事業では、特別目的会社を設立し社債市場で資金調達を行うことが多いが、この場合も上場会社とみなされる恐れがある。

【株式の発行】

資本株式（Equity Share）について、非公開会社についても議決権、配当権以外で異なる権利を付した株式を発行することができなくなった。また、外資直接投資規制における「支配」の範囲が拡大した。新株発行では有利発行（市場価格又は公正価格よりも低いディスカウント価格で発行すること）が禁止となり、新株発行に関する規制は株式の発行のみならず転換証券の発行に対しても適用される。新

株予約権の譲渡については定款で別途規定しない限り第三者への譲渡が可能になり、非公開会社に対しても適用されるため、定款に規定しておく必要がある。第三者割当による新株発行は非公開会社についても株主総会による特別決議が必要となった。

【コーポレートガバナンス】


独立取締役、女性取締役、居住者取締役の任命が義務付けられた。居住者取締役については会社の種類に関わらず、少なくとも1名の取締役は前年に182日以上インドに滞在することが必要となった（スライド8）。特に新会社法では、独立取締役について、専門性を持つ分野のうち1つ以上を有していること、本人だけではなく親族が親会社、子会社又は関連会社と地位・金銭の関係を有していない事など要件が厳しく規定されるようになった。これまで独立取締役はプロモーター主導のお飾りのな位置づけであったが、新会社法では義務と責任が詳細に規定されることとなったため、今後候補者を見つける事が難しくなるとみられる。また、企業の社会的責任（CSR）義務の導入がなされた。対象は①純資産が50億ルピー以上、②売上高が100億ルピー以上、③純利益が5,000万ルピー以上のいずれかに該当する企業のため、多くの日系企業子会社が対象になるとみられる。

(スライド8)

取締役会の構成

会社の種類	独立取締役	女性取締役	少数株主取締役	居住者取締役
非公開会社	不要	不要	不要	少なくとも1名の取締役は前年(暦年)に182日以上インドに滞在(149条(3))
未上場公開会社	下記いずれかの基準を満たす場合、2名以上の独立取締役(規則Ch11.4) ・ 払込資本金が1億ルピー以上 ・ 売上高が10億ルピー以上 ・ 負債総額が5億ルピー以上	払込資本が10億ルピー以上、又は売上高が30億ルピー以上の場合、少なくとも1名 [規則Ch11.4]	不要	
上場会社	・ 取締役の1/3以上 [149条(4)]	1名 [規則 Ch11.4]	自主的に、又は少数株主の10分の1若しくは1,000名のいずれか低い方の要求があった場合	

取締役の人数制限は12名から15名に拡大、株主総会特別決議により15名超も可

 Copyright © Khaitan & Co 2014 | 2

【会社による投資・貸付の制限】

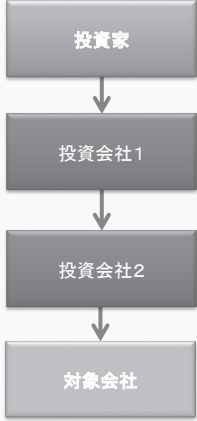
インドではプロモーターと言われる創業者、創業一族が企業グループを支配する特徴がある。その企業グループ間で貸付や投資、買収を行う形で不透明な資金運用がされている。こうしたコーポレートガバナンスの弱点を受け、新会社法では多層的な投資

構造の制限を設けている(スライド9)。


その他、非公開会社についても取締役又はその関連者への貸付、保証、担保の差入れが原則禁止、会社による企業間貸付及び投資が制限された事で、親会社からの資金力に依存してきたインド子会社は今後資金調達が困難になると予想される。

(スライド9)

多層的な投資構造の制限



- ❖ 背景
 - サティヤム事件を受けた国会財務検討委員会による勧告
 - 投資スキームの透明化のため、複雑な投資構造や資金流用を防止
- ❖ 新たな制限
 - 2層を超える投資子会社を通じて投資してはならない
 - 「投資会社」とは、主要な事業が株式、社債その他有価証券の取得である会社
- ❖ 例外
 - 海外投資
 - 法律で多層化が要求されている場合

 Copyright © Khaitan & Co 2014 | 1

【事業再編手続き】

インドでの事業再編の方法は、裁判所による場合と当事者間による場合に分かれる。会社分割、合併については裁判所の関与が必要なため、4~6ヵ月を要していたが、新会社法では簡易合併制度が導入された。その他、事業譲渡（一定規模の事業譲渡は株主総会の特別決議による承認が必要となり、非公開会社についても適用される）、自己株式買戻（前回の自己株式買戻終了から1年の冷却期間が必要となったため、株主決議による連続した自己株式買戻ができなくなった）、減資の手続き（少数株主の保護の観点から会社法審判所が減資申請を判断する事になった）についても変更されている。

【投資家の権利保護】

新会社法では投資家に対する権利保護が強化された。株式の譲渡制限について、公開会社の株主間で譲渡制限を有効に付すことが可能となり、また、投資家の権利を保護する重要な定款規定については条件を定め、株主総会特別決議に加えて当該条件を遵守しなければ変更できないようにする事ができる。さらに、少数株主の保護として集団訴訟が可能となった。

5. パネルディスカッション~日系企業の動向 JV解消とその留意事項

日系企業の進出状況として、インド南部においては、自動車関係企業の新規進出や既進出企業によるインド内での事業拡張が見受けられ、同じく日系企業の進出が顕著に増加しているグジャラート州のアーメダバードにおいては、特に独資による進出形態が多く見受けられる。このように、生産拠点としてのインドへの進出・事業拡大や消費市場への参入を目的としたインドへの進出・事業拡大そのものは堅調に推移していると見受けられるものの、一方で、インド経済の低迷、提携先との経営方針の違い（経営の自由度、短期利益追求か長期利益追求か、将来ビジョン（特に将来の対象リージョンの違い）等）、提携先の資金事情により現地での事業規模の拡大が困難となる等の理由によりJVを解消するケースも増えてきている。また、プロモーター不正の疑惑を

発端に、不正調査（フォレンジック）を行った結果、プロモーター不正が発覚し、JV解消に至るケースも見受けられる。

JVの解消に当たっては、そのストラクチャーが障壁になるケースや労働問題に発展するケースも多く見受けられるため、JV組成時に解消時のことを十分に織り込み、ストラクチャー検討や契約書のレビュー、JV相手先のバックグラウンドチェック等については、専門家のチェックを受けることが、将来JV解消時の不測の事態を避けるためには有効である。また、プロモーター不正を防止・発見する手段としては、本社からの定期的なモニタリング、会計監査人によるモニタリング（ローカル監査人の場合、機能しないこともある）、専門化による不正調査が有効な手段となる。

日系企業のインド進出は堅調に推移しているものの、JVの解消や撤退事例も増えてきている。JVの解消や撤退事由については各社様々であるが、総選挙後の経済活性化に関するインド国内外の関心は高く、今後の更なるインド市場の発展に期待したい。

（おわりに）

本セミナー開催後、ECBローンの更なる規制緩和が発表されている。直接出資会社によるECBローンについては、一般の企業目的（運転資金目的を含む）の利用が自動認可ルートで認められ、間接出資会社によるECBローンについては、設備資金目的の利用が自動認可ルートで認められることとなった。また、会社法についても、本セミナー開催時点で施行されていた99条に加え、多くの項目が追加的に施行されている。特に非公開会社にも適用が予定されていた企業の社会的責任（CSR）活動、居住取締役の選任や監査ローテーション等も具体的に施行となっており、多くのインド進出日系企業に影響を与えている。さらに、インド総選挙で圧勝したインド人民党（BJP）のナレンドラ・モディ氏の首相就任により、いかに外国直接投資（FDI）を呼び込めるかについても注目されている中、今後の更なる規制緩和に期待したい。

以上

この記事に関するお問い合わせ先
有限責任監査法人トーマツ カントリーデスク インド室
e-mail : india-practice@tohmatu.co.jp